

福岡県公報

平成17年8月19日
第2427号

目次

告示(第1560号-第1587号の2)

○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	1
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課)	2
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	2
○平成17年度一般会計補正予算	(財政課)	2
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(治山課)	3
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(治山課)	3
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分の公表	(廃棄物対策課)	3
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	3
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	4
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課)	4
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(治山課)	7
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(治山課)	7
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(治山課)	7
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(治山課)	8
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(治山課)	8
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(治山課)	9
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(治山課)	9

○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(治山課)	10
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(治山課)	10
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(治山課)	10
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(治山課)	11
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	11
○町の字の区域の変更	(地方課)	11
○町の字の区域及び名称の変更	(地方課)	12
○道路の区域の変更	(道路維持課)	13
○家畜伝染病の発生	(畜産課)	13

公告

○福岡県都市計画審議会の開催	(都市計画課)	13
○財団法人都道府県会館の平成16年度経営状況の公表	(総務事務センター)	15

正誤

○解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知(平成17年4月福岡県告示第826号) 中正誤	15
--	----

告示

福岡県告示第1560号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年8月19日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成17年7月29日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
特定非営利活動法人N P O北九州お元気様会

(2) 代表者の氏名

加治 久典

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市小倉南区徳力三丁目10番1号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、広く市民に対して「自然を元気にする、社会を元気にする」をテーマに遊休竹林や遊休農地の整備・活用などを行うことで環境の保全を図るとともに、健康や暮らしに関する助言活動やレクリエーション活動、パソコン講習会を通じて、地域住民の元気ある市民生活の形成に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1561号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成16年12月8日福岡県告示第2139号苅田都市計画道路事業3・3・6号苅田西停車場線、3・3・6号苅田西停車場線（駅前広場）及び8・7・5号苅田駅東西線（苅田町施行）の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成17年8月19日

福岡県知事 麻生 渡

1 事業施行期間

平成16年12月8日から平成22年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

平成16年12月8日福岡県告示第2139号の事業地に大字堤字ヤシキ、字イエノ畑、字アミダ堂及び字上ノヤシキ並びに大字苅田字上屋敷を加え、同事業地のうち大字堤字北原ノ前地内において事業地を変更する。

(2) 使用の部分

平成16年12月8日福岡県告示第2139号の事業地のうち大字堤字北原ノ前地内において事業地を変更する。

福岡県告示第1562号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成17年8月19日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

朝倉郡筑前町山隈字大刀洗1609番1、1609番2、1609番8、1609番9及び1609番14並びに三井郡大刀洗町大字山隈字長牟田386番16

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

宮崎県宮崎市新栄町33番地

株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃

福岡県告示第1563号

平成17年度一般会計補正予算を平成17年8月9日付けで次のように専決処分したので公表する。

平成17年8月19日

福岡県知事 麻生 渡

別紙

平成17年度福岡県一般会計補正予算（第2号）

平成17年度福岡県の一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,366,557 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,507,755,461 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

平成17年8月9日専決

福岡県知事 麻 生 渡

別表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		222,639,797	2,366,557	225,006,354
	3 委託金	4,752,406	2,366,557	7,118,963
歳入合計		1,505,388,904	2,366,557	1,507,755,461

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		63,248,562	2,366,557	65,615,119
	5 選挙費	378,138	2,366,557	2,744,695
歳出合計		1,505,388,904	2,366,557	1,507,755,461

福岡県告示第1564号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成17年8月19日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年12月14日農林水産省告示第2500号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び勝山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1565号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成17年8月19日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年5月28日福岡県告示第842号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び久留米市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1566号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき、行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第20条第2項の規定により次のとおり公表する。

平成17年8月19日

福岡県知事 麻生 渡

1 処分を受けた事業者

- (1) 名称
株式会社筑紫野建設
- (2) 所在地
福岡市南区井尻3丁目11番26号
- (3) 代表者
代表取締役 久保田 俊博

2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分の年月日

平成17年8月9日

4 処分の理由

平成17年7月1日付けで、福岡市長から産業廃棄物処理業の許可を取り消されており、法第14条第5項第2号イの規定に掲げる法第7条第5項第4号ニに該当したことにより、法第14条の3の2第1項第1号の規定に該当するに至ったため。

福岡県告示第1567号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第

36条第3項の規定により公告する。

平成17年8月19日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糸島郡志摩町岐志江尻1400-21
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
千葉県成田市中台1-1-1 (1棟405号)
干場 晴夫

福岡県告示第1568号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成17年8月19日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糸島郡志摩町岐志字岩野1494、1494-2及び1517-2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
前原市浦志1丁目12番4号-101
南 正博

福岡県告示第1569号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成17年8月19日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
前原市大字高来寺字村前278番1及び279番6
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市南区野田一丁目11番36号

株式会社福岡クボタ 代表取締役 大橋 健蔵

福岡県告示第1570号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成17年8月19日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
前原市前原西2丁目991-7、992-1及び993-6
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
前原市前原西2丁目4-10
筒井 京子

福岡県告示第1571号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成17年8月19日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
八女市大字本村字修理免945-1から7まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
筑後市大字西牟田4071-9
桑野 弘明

福岡県告示第1572号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年8月19日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成17年8月1日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
特定非営利活動法人エンジョイコミュニケーションズ
 - (2) 代表者の氏名
永吉 信介
 - (3) 主たる事務所の所在地
福岡県北九州市八幡西区割子川2丁目9番18号
 - (4) 定款に記載された目的
知的障害者が自由に思いや意思を発信受信し、コミュニケーションを楽しむことができる環境づくりを行う。また、そのことを通じて地域と知的障害者の新しい関係作りを支援し、知的障害者の社会参加に寄与することを活動目的とする。

福岡県告示第1573号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成17年8月19日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 保安林予定森林の所在場所
八女郡黒木町大字北木屋字馬渡2426、2427、2462の2、2465、2488の3
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字馬渡2427・2465・2488の3（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び黒木町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1574号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成17年8月19日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 保安林予定森林の所在場所
八女郡黒木町大字大淵字鶴ノ向1988の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県水産林務部治山課及び黒木町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1575号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成17年8月19日

福岡県知事 麻 生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

八女郡黒木町大字大淵字杉ノ谷8619の24、8619の25、字高野9104、字谷頭9569

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字高野9104・字杉ノ谷8619の24・字谷頭9569（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び黒木町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1576号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成17年8月19日

福岡県知事 麻 生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

八女郡黒木町大字大淵字石佛6684の2、6685、6690の2、字屋敷ノ上6693、6694、

6695の5、6741の1、6741の2、6745、6746、6751、6757、6776の1、字寄谷6842の2、6842の3、6850の1、6828（次の図に示す部分に限る。）、字長迫6926、6927、6940、6946から6950まで、6952の1、6952の2、6953、6956、6957、6959、6960、字藤ノ尾7355、7356、7357の1から7357の4まで、7358、7359の1、7360、7380、7382の1、7384の1、7384の6、7397の1、字拾ヶ平7403の2、7429の1、7429の2、字赤土坂7445の1、7446の1、7450の1、7451の4、7455、7456の1、7456の3、7470、7472、7473、7486の1、7497、7503の1、7503の2、字加茂志7511の1、7603の1、字尾切7639の1、7639の2、7648、7659の1、7671、7678、7716、7721の1、7721の2、7737の1、字村下7738の1、7739、7741、7746の1、7775の1、7776の1、7776の2、7777、7778の1、7773（次の図に示す部分に限る。）、字紺屋ノ迫7842、7853の1（次の図に示す部分に限る。）、字土割7920、7922、7928の3、7945、7946、7948の8、7949の3から7949の5まで

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県水産林務部治山課及び黒木町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1577号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成17年8月19日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 保安林予定森林の所在場所
嘉穂郡嘉穂町大字千手字セイタ谷50、字山ノ神66、124、127、128、字ヲヲ村135、136、203、211、214、字山ノ口811、813、字新黒880の17
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び嘉穂町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1578号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成17年8月19日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 保安林予定森林の所在場所
八女郡黒木町大字北大淵字滝ノ上96、97、104の2、113の1、113の2、114、119の1、123の1、123の2、124の2、127、128、130の2、130の3、133、134、138、145、146、155、156、165の1、168、170、171、172の1、175、181の1、183、184の1、184の2、185、186の1、186の2、187、193、197の1、208の1、字滝口590、605の1から605の3まで、612、613、627の1、627の2、644、664、字岩屋ノ迫谷897の18、897の32、900、901

- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び黒木町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1579号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成17年8月19日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 保安林予定森林の所在場所
八女郡黒木町大字北大淵字横藪1907の1、1912の1、字岩根2230の4、2231の1、2242の2、2242の9、2242の10、2242の16
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び黒木町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1580号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成17年8月19日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 保安林予定森林の所在場所
八女郡星野村字平城12139の1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字平城12139の1（次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び星野村役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1581号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森

林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成17年8月19日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 保安林予定森林の所在場所
八女郡黒木町大字北大淵字岩根2227の7、2227の11、2227の16、字杉ノ谷8620の3、字武蔵嶽8743の22、字谷頭9572の2、字日向9578の1、9581の1から9581の4まで
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び黒木町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1582号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成17年8月19日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 保安林予定森林の所在場所
八女郡上陽町大字久木原字本谷1449の1、1449の2、1452、1492の1から1492の3まで、1517、1530から1532まで、1544の2
- 2 指定の目的
水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び上陽町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1583号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成17年8月19日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

八女郡上陽町大字北川内字炭焼谷3010、3011、3013、3014、3018、3020の1、3022、3023、3026

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び上陽町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1584号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成17年8月19日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

小郡市三沢字南崎2942番2、2943番6及び2943番7

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

小郡市三沢2945番地5

小野 雅子 小野 洋

福岡県告示第1585号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、勝山町長から勝山町の字の区域を次のように変更する旨の届出があった。

上記処分は、黒田地区担い手第2換地区土地改良事業に伴う換地処分の公告のあった日の翌日から効力を生ずるものとする。

平成17年8月19日

福岡県知事 麻生 渡

1 次の区域を大字黒田字南田に編入する。

大 字	字	地 番
黒 田	下 六 田	1416の1の一部
	ヤブサメ	1417の一部、1418、1420の一部、1421の一部、1424の一部、1427の一部、1435の2の一部、1439
	園 田	1422の一部、1440
	堂 屋 鋪	1441、1442

曲り	1444の一部、1445、1446の一部
竹ノ下	2163の3の一部
これらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部	

2 次の区域を大字黒田字下六田に編入する。

大字	字	地番
黒田	ヤブサメ	1417の一部、1420の一部、1421の一部
	園田	1422の一部
	竹ノ下	2163の2の一部、2163の3の一部、2164の2、2165の一部、2166の一部
これらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部		

3 次の区域を大字黒田字竹ノ下に編入する。

大字	字	地番
黒田	ヤブサメ	1424の一部、1426、1427の一部、1430の1から1430の3まで、1431、1435の1、1435の2の一部
	園田	1434
	曲り	1444の一部、1446の一部、1447の1、1447の2
	溝曲り	2146の3の一部、2147の3、2148の1の一部
	下六田	2167の1の一部
	用作	2408の1の一部、2409の一部、2410の一部
	釘ヶ本	2413の一部、2415から2418までの各一部
	篠原	2420の2の一部
	宮ノ前	2433の一部
	これらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部	

4 次の区域を大字黒田字宮ノ前に編入する。

大字	字	地番
黒田	溝曲り	2148の1の一部

竹ノ下	2149の一部、2154の1の一部、2154の2の一部、2155の一部、2160の一部
用作	2401、2402、2404の1、2405、2406の1、2408の1の一部、2409の一部、2410の一部、2411、2412
釘ヶ本	2413の一部、2414、2415から2418までの各一部
篠原	2419の2、2420の2の一部、2421の2、2430の1
これらの区域に隣接介在する道路、水路並びに2148の1、2418の地先の道路、水路である国有地の全部	

5 次の区域を大字黒田字池ノ下に編入する。

大字	字	地番
黒田	龍下	2171の1、2172、2175の1、2176の1
	流下	2173、2174
	森ノ下	2179の1、2180の1
	角森ノ下	2181の1、2183の1
	長崎	2182の1、2377の1、2377の2、2378、2379、2380の1、2381の1、2382の1、2383の1
	小林	2384の1の一部、2385の1、2386の1、2387の1
これらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部		

6 次の区域を大字黒田字汐井川に編入する。

大字	字	地番
黒田	七社	2831
この区域に隣接する水路である国有地の全部		

福岡県告示第1586号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、勝山町長から勝山町の字の区域及び名称を次のように変更する旨の届出があった。

上記処分は、黒田地区担い手第1換地区土地改良事業に伴う換地処分の公告のあった日の翌日から効力を生ずるものとする。

平成17年8月19日

福岡県知事 麻 生 渡

1 次の区域を大字黒田字南田に編入する。

大字	字	地番
黒 田	八田ヶ坪	826の1の一部、827の一部、828の1の一部、843の一部、844の一部
	橋 塚	845の1の一部
	幸ノ下	1147の一部、1149の一部、1150の一部
	六 田	1400の1の一部、1400の2の一部
これらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部		

2 次の区域を大字黒田字八田ヶ坪に編入する。

大字	字	地番
黒 田	橋 塚	845の1の一部
	幸ノ下	1147の一部、1149の一部、1150の一部、1152、1154、1155の1の一部、1156の2
	持 田	1157の一部、1158、1159、1160の1、1160の3、1161、1165の一部、1167の1の一部
	イモジ	1162、1163の一部
	野 中	1190
これらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部		

3 次の区域を大字黒田字六田に編入する。

大字	字	地番
黒 田	南 田	1139の一部、1146の一部
	幸ノ下	1147の一部
	下六田	1416の3
	門 口	2184の2
	前 畑	2185の1
これらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部		

4 次の区域を大字黒田字神田に編入する。

大字	字	地番
黒 田	幸ノ下	1147の一部、1155の1の一部
	五別當	1228の2、1229の2
	道 出	1362の2
	貴 船	1375の1
	縄 手	1383、1392、1393の1、1393の2
	池縄手	1384の1、1386の1、1387の2、1389の1、1389の3、1390、1395
六 田	1396から1398までの各一部	
これらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部並びに大字黒田字神田1364の2に隣接する道路、水路である国有地の全部		

5 次の区域を大字黒田字野中に編入する。

大字	字	地番
黒 田	持 田	1157の一部、1165の一部、1166、1167の1の一部、1167の2、1167の3、1168の1、1168の2
	イモジ	1163の一部
これらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部		

6 次の区域を大字黒田字五別当に変更する。

大字	字	地番
黒 田	西中ノ原	1212、1223の1、1223の2、1224の2
	五別當	1214、1229の1、1230、1231の1、1231の2、1233から1235まで、1238の一部、1239の一部
	平 原	1242の1の一部、1245の一部、1247から1249までの各一部、1351
	當 田	1246の1の一部、1246の2
	小文野	1337の1の一部
	二反田	1338の一部
	松ヶ迫	1350の一部、1352の一部、1353の一部
	畑 堀	1354、1355、1356の1、1357
	道 出	1359から1361まで、1362の1

神 田	1367の1、1368、1373の1
貴 船	1374の1
これらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部	

7 次の区域を大字黒田字平原に編入する。

大 字	字	地 番
黒 田	五 別 當	1238の一部、1239の一部
	帯 田	1246の1の一部
	二 反 田	1333から1336まで、1338の一部
	小 文 野	1337の1の一部
	平 田	1339から1341まで、1346、1347
	松 ケ 迫	1350の一部、1352の一部、1353の一部
これらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部		

8 次の区域を大字黒田字二又に編入する。

大 字	字	地 番
黒 田	二又小谷	2318、2332から2334まで、2336
これらの区域に隣接介在する水路である国有地の全部		

福岡県告示第1587号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年8月19日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)

宗 像	一般国道	495号	前	宗像市江口1255番先から 同市牟田尻1906番6先まで	8.0 ～ 31.0	920.0
			後	同上	8.0 ～ 31.0	920.0
			後	同上	8.0 ～ 36.0	920.0

福岡県告示第1587号の2

家畜伝染病が発生したので、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第4項の規定により次のように公示する。

平成17年8月19日

福岡県知事 麻 生 渡

家畜伝染病の種類	家畜名	患畜及び疑似患畜の区分	頭数	発生場所	発生年月日
ヨーネ病	牛	患畜	2頭	甘木市大字牛木813	17・7・29

公 告

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項及び第19条第1項並びに建築基準法（昭和25年法律第201号）第22条第2項及び第51条ただし書の規定に基づき開催される第189回福岡県都市計画審議会が次のように公開されるので、公告する。

平成17年8月19日

福岡県知事 麻 生 渡

- 日時
平成17年8月31日午後2時
- 会場
福岡市博多区吉塚本町13番50号

福岡県吉塚合同庁舎 603A会議室

3 予定議案

- (1) 宮田都市計画用途地域の決定（宮田町決定）について
- (2) 宮田都市計画準防火地域の決定（宮田町決定）について
- (3) 宮田都市計画道路の変更（宮田町決定）について
- (4) 宮田都市計画道路の変更（福岡県決定）について
- (5) 都市計画区域内の建築基準法第22条による区域の指定（宮田町）について
- (6) 久留米都市計画道路の変更（福岡県決定）について
- (7) 前原都市計画道路の変更（福岡県決定）について
- (8) 志摩都市計画道路の変更（福岡県決定）について
- (9) 飯塚都市計画道路の変更（福岡県決定）について
- (10) 直方都市計画道路の変更（福岡県決定）について
- (11) 大刀洗町に設置する産業廃棄物処理施設の敷地の位置について

4 審議会の公開

本審議会の傍聴を希望する者は、審議会当日、会場にて開会の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、傍聴券に限りがあるため、申込多数の

場合は抽選となることがある。

公告

平成16年度財団法人道府県会館の災害相互共済事業の経営状況について財団法人道府県会館理事長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第263条の2第3項の規定により公表する。

平成17年8月17日

福岡県知事 麻生 渡

1 建物損害共済事業決算額	
分担金その他の収入合計額	2,568,819,632円
災害共済金経費その他の支出合計額	2,516,234,489円
期末正味財産合計額	21,241,777,523円
2 水力発電用機械損害共済事業決算額	
分担金その他の収入合計額	1,177,872,856円
災害共済金経費その他の支出合計額	804,882,318円
期末正味財産合計額	6,646,070,538円

正 誤

発行年月日	公報番号	種 類	同左番号	ページ	欄		行	備 考	正	誤
					上	下				
17・4・15	2376	告示	826	5	○		後ろから 7		指定理由の消滅	●●●●●●●● 用水路用地とするため

発行 福岡市博多区東公園七番七号
福岡県庁(総務部行政経営企画課)

販売印刷 福岡市東区箱崎六丁目六番四二号
株式会社 川島弘文社

定価 一箇月二、三五〇円(税込・郵便料別)